平成２４年（フ）第１７６号
奈良県宇陀市榛原福地373番地の７
債務者　玉井　利英
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第２１４号
奈良県橿原市久米町221番地の１
債務者　西嶋　晴美
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第２３１号
奈良県磯城郡田原本町大字笠形208番地　県営住宅３―23
債務者　岩城　文子
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第２３３号
奈良県大和高田市大字西坊城133番地１　２号棟303号
債務者　阪本スミ子
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月10日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第１０９号
山口県宇部市大字東須恵1172番地６
債務者　白石桃花こと　尹　　和恵
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第１１２号
山口県宇部市大字川上420番地32
債務者　猪八重久美子
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第８０号
山形県東置賜郡高畠町大字高畠2450番地の３、前住所山形県米沢市成島町２丁目２番88―43号
債務者　冨士川泰久
1　決定年月日時　平成24年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第８７号
山形県米沢市大字川井4889番地の26、前住所山形県米沢市大字竹井951番地の６
債務者　渡部真理子
1　決定年月日時　平成24年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第９０号
山形県東置賜郡高畠町大字一本柳1450番地
債務者　金子　　恵（旧姓島津）
1　決定年月日時　平成24年８月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第４１６号
埼玉県草加市八幡町817番地10　さくら荘101号
債務者　木戸口　稔
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第４３８号
埼玉県越谷市北越谷４丁目16番23号　レオパレスＮＯＲＴＨ　ＳＩＤＥ207
債務者　小笠原大輔
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第７４４号
千葉県市川市北方町４丁目1930番地１　コスモプレイス市川東204号
債務者　足立　知里
1　決定年月日時　平成24年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第６６号
千葉県木更津市貝渕４丁目１番18号　鎌田ハイツＢ201号
債務者　橋本　正仁
1　決定年月日時　平成24年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第２２２号
愛知県刈谷市銀座４丁目71番地
債務者　井野　可織
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第２５５号
愛知県西尾市伊藤町クテ11番地20
債務者　森下　興一
1　決定年月日時　平成24年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１６３号
岡山県倉敷市南畝５丁目５番８号
債務者　西山　文子
1　決定年月日時　平成24年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第１７５号
岡山県倉敷市中島2615―４　レオパレスディアコート中島Ⅱ―107号、住民票上の住所大阪市平野区加美東５丁目10番２号エリール平野503
債務者　赤松　敬吾
1　決定年月日時　平成24年８月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係